

津山市貨物運送事業継続支援金の額の計算書

計算1

※牽引車及び被牽引車については、各1両を合わせて1台と算定すること。

運行管理者を配置した市内営業所に所属する貨物自動車（普通・小型）の数	台	・・・ a
運行管理者の配置のない市内営業所に所属する貨物自動車（普通・小型）の数	台	・・・ b
市内営業所に所属する貨物自動車（軽）の数	台	・・・ c

計算2

aの台数が1台以上5台未満	30万円
aの台数が5台以上10台未満	40万円
aの台数が10台以上30台未満	50万円
aの台数が30台以上	60万円

計算3

計算2により算出された額	万円	・・・ A
bの台数に2万円を乗じて得た額	万円 (上限額10万円)	・・・ B
cの台数に2万円を乗じて得た額	万円 (上限額10万円)	・・・ C

支援金の額

A + B + C
万円

※交付申請書記載の交付申請額（請求額）と一致すること

申請者氏名又は名称 \_\_\_\_\_